

京都市告示第 9 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、次の者を京都市公金収納受託者として、京都市文化財ボックス等（以下「ボックス等」という。）の販売に係る公金の徴収、収納事務を委託します。

平成25年4月1日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
公益社団法人京都市観光協会	ボックス等販売代金の徴収、 収納事務	平成25年4月1日から 平成26年3月31日 まで
財団法人京都市埋蔵文化財研究所	ボックス等販売代金の徴収、 収納事務	平成25年4月1日から 平成26年3月31日 まで
財団法人きょうと京北ふるさと公社	ボックス等販売代金の徴収、 収納事務	平成25年4月1日から 平成26年3月31日 まで

（文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課）